

物 品 単 価 契 約 書 (案)

令和6年 月 日

発注者 愛知県安城市桜町18番23号
安城市
安城市長 三星元人 ⑩

受注者

⑩

発注者 安城市 と受注者 との間において、下記の契約を締結し、
次の条項により、信義に従って誠実に契約を履行するものとする。
この契約を証するため、契約書を2通作成し、それぞれ1通を保管する。

記

- 品名 総合斎苑ほか12施設で使用する電力（単価契約）
- 需給場所 総合斎苑ほか12施設
（別紙「仕様書」のとおり）
- 契約単価 別紙「契約単価一覧」のとおり。
- 供給期間 令和6年11月1日～令和7年10月31日
- 契約保証金 安城市契約規則第32条の規定により免除

(契約の目的)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき総合斎苑ほか12施設（別紙1「対象施設一覧表」のとおり。）で使用する電力の需給に応じて安定的に供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

(契約単価の変更)

第2条 契約後において消費税率の変更や受注者の発電費用等の変動により契約単価の変更を必要とするときは、発注者及び受注者との協議の上価格を改定することができる。

(契約電力)

第3条 この契約における契約電力（発注者がこの契約上使用できる最大電力をいう。）は、「月別予定使用電力量及び契約電力」（別紙2-2）に掲げるところによる。

(契約電力の変更)

第4条 契約電力が500kW以上のものは、契約電力を変更する必要がある場合、発注者及び受注者との協議の上、これを変更するものとする。

2 契約電力が500kW未満のものは、その1月の最大需用電力と前11月の最大需用電力のうち、いずれか大きい値とする。

3 契約電力が500kW未満のもので最大需要電力が500kW以上となる場合は、契約電力を第1項の規定により定めるものとし、それまでの契約電力は、前項の規定によって定める。

(使用電力量の増減)

第5条 発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(計量及び検査)

第6条 受注者は、発注者の最大需用電力（需用電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいう。）及び使用電力量を、計量器に記録された値により計量をする。発注者は、その結果について職員による検査を行うものとする。

2 前項の計量は、毎月1日0時に行う。

3 第1項の検査は、計量がされた日（以下「検針日」という。）に行う。ただし、検針日が休館日等の職員不在の日に当たるときは、これらの日の翌日に検査をするものとする。この場合において、当該検査は、特段の事情がない限り、検針日に行ったものとみなす。

4 検査の方法その他その実施のために必要な事項は、設置されている計量器の状況等に応じて発注者及び受注者で協議の上、取り決めるものとする。

(電気料金の算定)

第7条 発注者が受注者から供給を受けた電気の代金（以下「電気料金」という。）の算定は、1か月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）

の使用電力量により算定する。

2 電気料金は、前項の期間における基本料金単価（別紙「契約単価一覧」に記載のものをいう。）に契約電力を乗じて得た金額及び電力量料金単価（別紙「契約単価一覧」に記載のものをいう。）に使用電力量を乗じて得た金額並びに当該地域を管轄する一般送配電事業者が業務用電力需要家に適用する燃料費調整額、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく発電促進賦課金の合計金額とする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

3 前項の基本料金は、その1月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき適用額を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき適用額を1パーセント割増するものとする。

（電気料金の支払）

第8条 受注者は、前条により算定された料金を適法な請求書により速やかに発注者に請求し、発注者は適法な請求書を受領した日から30日以内（その日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日）にこれを支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第9条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（危険負担）

第10条 供給期間完了前に生じた全ての損害は、発注者の責めに帰す場合を除き、受注者の負担とする。ただし、不可抗力により重大な損害を生じた場合において、受注者が善良な管理者としての注意を怠らなかったと認められるときは、発注者は受注者と協議して相当の損害を負担することができる。

（発注者の解除権）

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じて、発注者はその責めを負わないものとする。

（1）受注者の責めに帰すべき理由により電力の供給をする見込みがないとき。

（2）正当な理由がなく、契約の履行を遅延したとき。

（3）契約の履行につき不正行為のあったとき。

（4）発注者の行う検査に際し、その職務執行を妨げたとき。

（5）契約の重要な事項に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、即納した電気があるときは、発注者において調査し、相当代価を受注者に支払わなければならないものとする。

3 受注者は、第1項の規定により契約を解除されたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(暴力団等排除に係る解除)

第11条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 暴対法第32条第1項各号に掲げる者であると認められるとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 発注者は、前2項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

4 前項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(談合その他の不正行為に係る解除)

第11条の3 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生

じても、発注者は、その責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (3) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（受注者の解除権）

第12条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 発注者が契約に違反したため、契約の履行が不可能となったとき
- (2) 当該契約期間中に翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について削減又は削除があったとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、第11条第2項の規定を準用する。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除されたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（解除の通知）

第13条 発注者又は受注者は、第11条から前条までの規定により契約を解除するときは、速やかにその旨を発注者又は受注者に通知しなければならない。

（談合その他の不正行為に係る賠償金）

第14条 受注者は第11条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。

2 受注者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 第11条の3第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
- (2) 第11条の3第1項第2号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に安城市競争入札心得書第6条の2の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出している場合において、当該行為を行ったこと

が明らかになったとき。

3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第15条 受注者は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。以下に同じ。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。）を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、警察へ被害届けを提出しなければならない。

2 受注者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届けの提出を怠ったと認められる場合は、安城市の調達契約からの排除措置を講じることがある。

(補足)

第16条 この契約書に定めがない事項については、安城市契約規則（昭和41年安城市規則第10号）によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。